

(四) 六月中ニ設置

(一) (二) (三) ハ承認

(九) ハ現在糸首持参者多キ為必要ナシ

(一〇) ハ五月中ニ改善スル

(一一) ハ四月中ニ設置スル

(一二) ハ本月ヨリ實施スル

昔ヲ告ケタルカ主謀者ハ五日午前中ニ全部條項ノ面
答セラレタキ昔ヲ述ヘ職場ニ於テ一般職工ニ交渉願
末ヲ報告セリ

八 経過

A 勞働者側ニ於テハ本爭議ヲ撲滅トシ組合組織ノ為
前記所一郎カ勸誘中ナルカ就業ハ殆ト平常通ニテ

艱急業ノ形勢トナラヌ平穩ナリ

B 事業主側ニ於テモ要求ノ大部分ヲ承認セルモ賃金

問題ニ就テハ現下ノ経済状態ニ於テ承認ニ難キヨ

リ之カ緩和ニツキ考慮中ナリ

九 警察事故

特記スヘキ事故ナク推移注意中

右及申(通)報候也